

【 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 】

1. 学生支援の方針

本学では、教育理念である「人間力の形成」を踏まえ、学生自らが主体的に行動する機会を数多く設け、また、主体的な発想のもとに心身ともに健全でたくましく、「生きる力」、「行動力」、「仲間愛」に溢れ、そして諦めないで何ごとにも「チャレンジする精神」をもって行動できるように学生支援を推進している。

教育理念に基づき、「学生本位主義」を旨としつつ、学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるように「多様な学生の要請に対応し、学習・生活・相談等の支援サービス機能の向上を図り、指導体制の整備と組織的・総合的な学生支援を推進する」という基本方針を定めて学生支援を行っている。そのため、本学では学生委員会及び進路支援委員会等において学生の修学や生活支援及び進路支援に関するきめ細かな指導を行っている。

2. 学生への修学支援

＜クラス担任制＞

全学年にわたってクラス担任制を導入しており、ゼミ担当教員が学生の修学状況等を迅速に把握し、きめ細かな指導を行っている。

具体的には、専任教員がそれぞれの授業の中で修学状況が思わしくない学生を学科会議に報告して話し合い、必要に応じてゼミ担当教員と連携した指導を行っている。その中で、留年、休学、退学に繋がりそうな学生については、学生委員会で学生相談室と連携して当該学生の状況把握と適正な指導を行っている。また、状況に応じて教員と学生及び保護者が話し合いを行いながら学生の修学支援を行っている。

＜オフィス・アワー＞

全ての教員がオフィス・アワーを設けており、学修に関することや学生生活上での様々な相談に教員が適時に対応している。

学生は、「オフィス・アワー一覧表」を基に専任教員及び非常勤講師の在室曜日・時間等を確認し、気軽に相談できるようになっている。

＜入学前教育＞

A0入試と推薦入試の合格者に対する入学前教育として、学科の専門性を考慮した基礎知識の習得を促すとともに、具体的な課題を与えて学習成果の提出を求める等、専門教育にスムーズな移行ができるようにするための補習教育に取り組んでいる。

＜補充教育＞

入学後は、各学科で補充教育に取り組んでいる。例えば、栄養科学科では管理栄養士国家試験の受験対策を学科教員が連携して取り組み、体育学科では、厚生労働省所管の公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する資格「健康運動実践指導者」、公益社団法人日本フィットネス協会が認定する資格「グループエクササイズフィットネスインストラクター」、一般社団法人日本スイミングクラブ協会が認定する資格「アクアフィットネスインストラクター」、公益財団法人日本スポーツ協会公認「エアロビックコーチ1」の取得に向けて、毎年実技・筆記試験対策用の補講を企画し、複数の教員が担当して補充教育を行っている。公益社団法人日本フィットネス協会からは平成29年度、30年度に優秀養成校として表彰されている。

その他、教員養成を目的として、平成25年度より教職支援室を設置し、教職課程委員会の各委員と専門の職員が連携しながら補充教育を行っている。加えて、学生進路支援室で

は毎年、教員採用試験対策講座を開講し、教員採用試験合格への支援を行っている。同支援室では公務員採用試験の対策講座も開講しており、ここ数年において保育士や警察官、消防官等の合格者数を増やしている。

<障がいのある学生への対応>

入学前に保護者や本人及び出身高校と障がいの程度等を確認し、本学の講義、実験・実技・実習等の概要を説明して対応できるか否かについて事前協議を行っている。この事前協議を踏まえて入学した学生に対しては、その障がいに応じてノートテイク等の専門家に業務委託する等の授業補助体制を整備している。また、その他の健康上の問題を抱えている学生に対しては、教職員と保健室とで情報共有を行い、緊急時の対応ができるよう学内体制を整えている。

<経済的支援及び各種奨学金等>

日本学生支援機構をはじめとする各種の学外団体等の奨学金は、定期的に周知して、その支援が受けられるように必要な手続を適宜行っている。

また、経済的な理由で修学の継続が困難な学生を支援する奨学金や、学業又はスポーツ競技成績の優れた学生への奨励金等の本学独自の奨学金制度を以下のとおり設けている。

○至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（給付型）

経済的理由により学業の継続が困難な学生の修学を奨励する制度である。

本学の定める成績や経済基準等の申請資格を満たした学生に対して選考を行い、予算の範囲内で奨学金を支給する。

○至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（貸与型）

最高学年（後期）に在籍し、学費不足のため修学の継続が困難になった学生に対して、学費を無利子で貸与し、卒業を支援する制度である。貸与額の上限は、半期ごとに授業料及び教育充実費に相当する額である。なお、借用額の返還は卒業後5年間を期限としている。

○至学館大学・至学館大学短期大学部奨学特待生（学業奨学特待生）

本学の第2年次以上に在籍する学生の中で、修学意欲が旺盛で素行が良く、前年度の成績による席次が学年の入学定員の上位2%に相当する順位（小数点以下の数値が生ずる場合は、切り上げることとする。）までを対象とし、授業料相当額の1/4を給付する。なお、申請は年度の都度とする。

○至学館大学・至学館大学短期大学部奨学特待生（スポーツ奨学特待生）

強化指定クラブの学生で全国大会の優勝者若しくは準優勝者など、競技成績が優れ本学の躍進に寄与することが期待できる学生を対象に奨学金を給付する。

○至学館大学・至学館大学短期大学部夢・チャレンジ奨励金

学芸、スポーツ、地域貢献等の様々な分野で、将来に向けて目標を明確にもち、その夢の実現をめざしてチャレンジしようとする学生及びその団体を対象に奨励金を支給する。

○至学館大学・至学館大学短期大学部教育ローン利子補給奨学金（給付型）

本学が提携する信販会社の教育ローンを利用し、学納金を完納した学生を対象に教育ローンに係る利子の内、当該年度における利子支払い相当額の全部又は一部を奨学金として給付する。

以上に加え、本学の外部団体による支援制度は、次のとおりである。

○至学館大学・至学館大学短期大学部教育後援会弔慰金規程

至学館大学・至学館大学短期大学部教育後援会の会員の相互扶助として、保護者会員に万が一のご不幸があった場合、弔慰金の給付が行われる。

なお、家計支持者の逝去や失業等による経済状況の急変に対しては、国の教育ローンや

本学と提携した民間の金融機関による教育ローン案内等の対応を行っている。

3. 進路選択に係る支援

進路選択の支援としては、本学の教育理念である「人間力の形成」を踏まえ、学生自らが主体的に行動する機会を数多く設け、諦めないで何ごとにも「チャレンジする精神」を持たせながら、自己実現を支援するという考えの基に様々な指導・支援を行っている。

その際、「就職」という一元的な見方でなく、将来の「進路」全般を見据えた発想で、①学生の自己発見・自己適性等の開発支援、②学生の適性・希望を考慮した将来に対する進路支援、③自分に合った職業に就くための就職活動支援、④社会で活躍できる人物育成支援の4つを柱として、1年次から将来を見据えたキャリアサポートを行っている。

具体的には、マンツーマンでの進路支援を基本として、大学院等への進学指導、各種資格取得に関する指導、就職ガイダンスの実施と企業の紹介や企業説明会の実施など学生の就職活動への意識づけを行っている。さらに、キャリアカウンセラーによるカウンセリングの他、学生進路支援室の職員による学生個々の相談や採用試験のための面接やグループ討議等の指導・練習を対面及びWeb等で行っている。

また、教員を目指す学生の支援として、教職支援室を設置しており、学生は自由に利用することができる。教職支援室では、教育現場における経験が豊富なスタッフが常駐し、教員採用試験における筆記試験対策、実技試験対策及び面接試験対策などについて、きめ細かく指導に当たっている。

進路選択の支援における指導体制は、教職員で構成する進路支援委員会の下に様々なガイダンスを企画し、事務局の学生進路支援室及びゼミ担当教員が学生一人ひとりに対してきめ細かく指導に当たっている。また、進路支援委員会では、毎年度、学生の進路支援に関する重点課題を策定している。

その他、留学生や障がいのある学生への進路選択の支援については、進路支援委員会、学生進路支援室及び学生の所属する学科長やゼミ担当教員と密接に連携し、学生と細やかな面談を行い、その状況を把握しながら、適切な指導・助言を行っている。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による教員採用試験、公務員試験への影響、企業・団体等の採用活動の変化に対応した支援を逐次行っている。

4. 心身の健康等に係る支援

<こころの健康>

臨床心理士の資格を有する本学教員を室長として、非常勤のカウンセラー2名（臨床心理士・公認心理師、産業カウンセラー）が交代で常駐する学生相談室を設置している。

学生相談室は、月曜日から金曜日の週5日、午前10時から午後5時まで開室し、学生の学業・進路・友人関係・クラブ活動・ストレス・抑うつ・家庭問題・身体的健康・各種ハラスメント等の相談に適時対応している。

<からだの健康>

保健室は、月曜日から金曜日の週5日、午前8時30分から午後5時30分まで開室しており、看護師資格を有する担当者が常駐し、日々における学生の体調管理と傷病への応急処置等の対応を行っている。また、全学生を対象として、年1回の定期健康診断を行っており、健診結果に基づき有所見者に対して、保健指導を行っている。

なお、学生の保護者に対しても健診結果を連絡し、ご子女の健康状況の把握と疾病予防に結び付けている。